解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年三月三十一日開催の臨時大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月八日

茨城県日立市助川町二丁目一一番六号
日立電鉄労働組合
清算人　鈴木　章裕

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十六年三月三十一日滋賀県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月八日

滋賀県栗東市安養寺一丁目一三番三三号
栗東市土地開発公社
清算人　野村　昌弘

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十六年三月二十四日開催の総代会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年四月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年五月八日

福岡県大牟田市大字歴木一八四一番地
大牟田地区医療生活協同組合
清算人　森　時男

配当公告

群馬県高崎市新町一二七八番地三
破産者　株式会社関永工業

右の者に対する前橋地方裁判所高崎支部平成二十四年（フ）第二八六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金四二九、七一四、三一〇円
一、配当することのできる金額
金七五、八二〇、六八〇円

平成二十六年五月八日

群馬県高崎市本町一七二番地
破産管財人　坂本　正樹

配当公告

千葉県大網白里市北今泉二七五番地
破産者　有限会社廣田建設

右の者に対する千葉地方裁判所平成二十四年（フ）第三一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一六〇、〇〇一、九二〇円
一、配当することのできる金額
金四二、五七八、四四六円

平成二十六年五月八日

千葉市中央区中央三丁目一五番六号やまちょうビル五階渡辺・石川法律事務所
破産管財人　石川　知明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区北郷三条四丁目五一七番地二二六、最後の住所北海道江別市角山四二七番地の四　被相続人　亡　三浦　一正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

事務所札幌市中央区南一条西三丁目　札石ビル五階　清水彰法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県足利市通二丁目二六一九番地、最後の住所東京都中野区中野五丁目二九番五号　被相続人　亡　小出　敞一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

事務所東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所
相続財産管理人　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区大山西町五六番地、最後の住所不詳、死亡年月日昭和五十八年六月二十六日　被相続人　亡　宮田徳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

事務所東京都新宿区新宿一―一〇―二渡辺ビル二階廣川・松井法律事務所
相続財産管理人　弁護士　廣川理惠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区大島二丁目四三〇番地、最後の住所東京都江東区北砂六丁目二三番二号　被相続人　亡　青木　正邦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

事務所東京都中野区中央三丁目三九番一号たんぽぽ館一階たんぽぽ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　元倉美智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区千束三丁目六番、最後の住所東京都台東区千束四丁目三三番一四―一二〇一号ケルン浅草　被相続人　亡　大野　邦英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

事務所東京都新宿区新宿二丁目八番一号新宿セブンビル二〇一加園法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加園　多大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区青戸三丁目二二番、最後の住所東京都葛飾区青戸三丁目二二番一二号　被相続人　亡　松原　博幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋箱崎町七番地、最後の住所東京都墨田区立花五丁目三番一六―三〇二号田村ビル　被相続人　亡　田中　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜丘二丁目二六四一番地、最後の住所東京都世田谷区桜丘二丁目五番二三号　被相続人　亡　豊田　浅治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

事務所東京都豊島区南大塚三―三―一新大塚Sビル三階小堀球美子法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小堀球美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区桜丘二丁目二六四一番地、最後の住所東京都世田谷区桜丘二丁目五番二三号　被相続人　亡　豊田　浅治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月八日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤原　道子

第11期決算公告

平成26年5月8日
東京都千代田区丸の内二丁目2番1号岸本ビル9階
ウェスト・ヴィレッジ・キャピタル株式会社
代表取締役　番場　孝司

貸借対照表の要旨
（平成25年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	284,219	流動負債	17,217
固定資産	18,651	（役員賞与引当金）	(5,900)
		固定負債	29,046
		役員退職慰労引当金	29,046
		株主資本	256,606
		資本金	10,000
		利益剰余金	246,606
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	244,106
		（うち当期純利益）	(15,142)
資産合計	302,870	負債・純資産合計	302,870